

表 上海の工業企業の生産再開にかかる防疫対策の手引きの概要

一、企業における主体责任の確立

1	企業は防疫コントロールと生産経営作業の専属のチームを作り、企業の各レベルの管理責任者は所管部門の防疫対策の責任者となり、従業員の生命・健康と安全を確保する。
2	企業は防疫コントロールと閉鎖型管理方を制定しなければならない。この方を市または区の防疫コントロール部門に報告し審査を受ける。防疫コントロールが不十分、安全生産が不十分な企業の操業・生産再開はできない。

二、場所を分けた区分分類管理を実施

3	工場の入口、生産区域(職場、会議室等)、生活区域(食堂、宿舍、ジム等)、トイレおよび廃棄物処理場、公共空間(道路、屋外敷地)などの異なる区域毎に、分類管理を実施する。
4	外部との接触の程度により、区域ごとに異なる防疫基準を適用する。中高リスク区域の人員はN95/KN95マスクを必ず着用、低リスク区域では使い捨ての医療用外科マスクを着用する。
5	各区域間を物理的に隔離し、仕事場所、住居の「二点一線」管理を実行する。全ての人員は指定された職場と宿舍で、他の区域の人員との直接的な接触を最大限減らす。
6	従業員宿舍の管理を厳格にし、従業員以外の出入りを厳禁とする。従業員の宿舍は、同じ職場、勤務が同じ班/組など仕事時間が同じであることをベースに、同一の部屋での居住を調整する。新たに加わる従業員には一定の静止期間を設け、独立の住居、生活条件を設定する。
7	食事時間を分散。食堂の食事区域の机と椅子を合理的に配置し、できるだけ同じ方向を向き、隔離板を設置し、食事する際には1メートル以上のソーシャルディスタンスを取る。
8	各区域の清掃消毒を強化し、特に密閉、半密閉空間、共同空間などの防疫管理をしっかりと行い、工場内の物流ターミナルとなる場所を徹底的に殺菌する。
9	会議の管理を強化。可能な限りテレビ、電話などオンライン方式を採用し、集まることが必須の会議では、参加人員は個々の防疫措置をきちんと取り、会議の回数、時間、規模を厳格にコントロールする。

三、企業従業員の管理強化

10	全ての従業員を分類登録し、全従業員に対する防疫管理を実現する。中核管理者、補助管理者、後方勤務サービス員、サプライヤーからの派遣駐在者、第三者協力者などに対する差異のない防疫管理を実施する。
11	全工程の閉鎖管理を実施する。異なる班の従業員は無接触で交代し、人員の外出をできるだけ減らす。職場に戻る従業員は安全な交通手段、点と点の輸送を調整する。外来人員の厳格なコントロールを実施し、入ることが必要な場合には、48時間以内のPCR検査陰性証明と現場で抗原検査の陰性を確認する必要がある。
12	従業員は毎日健康観察と届出を行い、検査密度を向上させる。朝に抗原検査、夕方にPCR検査と一日2度の検査を実施する。指定した専門員が毎日全員の健康状況を取りまとめる。発熱、咳、倦怠感など新型コロナが疑われる症状が出た場合、臨時の観察場所を設け、隔離する。
13	不必要な集会活動を禁止する。従業員が、封鎖され空気が流れない公共の場所、人員が密集する場所に行くことを減らす。
14	従業員の心身などに配慮する。仕事や生活の中での困難な状況の解決に協力する。

四、物流管理と防疫物資の備蓄を強化

15	生産、生活物資の工場への搬出・搬入に対しては、専用ルートと固定場所の設置を求める。その他の区域と隔離し、サプライヤーの車両乗務員は厳格な防疫の要求に基づき工場に入る。受け入れ企業は固定人員を配置し、受け入れ、積み下ろし、貯蔵、封切り、消毒を実施する。
16	企業における物流車両乗務員は48時間以内のPCR検査結果、または24時間以内の抗原検査陰性証明を携帯すること。出車する運転手はマスク、手袋をしなければならない。
17	企業は防疫物資の備蓄と管理を適切に行わなければならない。抗原検査テストキット、マスク、殺菌消毒液、ハンドソープ、赤外線体温計、熱感知体温計、防護服、防護メガネ、使い捨て医療用手袋などの物資を適時購入する。防疫物資は14日以上以上の備蓄が望ましい。
18	使用した全ての防疫用品は、集中保管し、要求に基づき安全に処理する。

五、緊急処置計画と仕事の保障

19	企業は緊急状況下における対応策を制定しなければならない。突発事態が発生した場合、外部への拡散を最大限コントロールし、安全生産を確保しなければならない。緊急の場合に備えた訓練を強化し、従業員の防疫措置、各工程における措置の習熟を確保する。企業の所在地政府との連絡を強化し、陽性者の輸送連絡ルートを確立しなければならない。
20	企業は従業員の人数に比例して臨時隔離観察区を設置しなければならない。人数が比較的多い企業は、工場区域にシェルターを設置しなければならない。従業員の抗原検査またはPCR検査において異常な結果が出た場合、まずは当該企業の責任者は所在区の疾病コントロールセンターに報告し、合わせて異常な検査が出た人員を臨時隔離観察区に置く。同時に濃厚接触者を把握し、同様に臨時隔離の措置を取る(検査結果異常者と同じスペースではない)。
21	各区政府と街道、鎮、園区は積極的に企業の生産再開を支持し、企業の「一企業一政策」を指導する。PCR検査ポイントの設置と検査サービスを提供し、適時に医療廃棄物を処理し、防疫物資と生活物資の保障に対して基礎的サービスを提供しなければならない。